

中京大学生生活協同組合 ICカード利用約款

中京大学生生活協同組合

第1章 ICカードの基本原則

(ICカードの定義)

第1条. この約款でいう大学生生活協同組合(以下、大学生協という)の IC カードとは、生協が発行する組合員認証機能を搭載した組合員カードをいい、この約款では、IC カードと呼称します。また、この約款に基づいて中京大学生生活協同組合(以下生協という)の組合員には IC カードが発行されます。

(約款の効力)

第2条. IC カードは、この約款に基づき発行されます

(ICカードの利用)

第3条. 組合員は、カードに搭載された IC チップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。

2 カードの利用にあたっては、本約款を遵守するものとします。

3 組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員の資格を喪失すると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

(ICカードの紛失・盗難)

第4条. 組合員が、ICカードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。

2 ICカードを紛失するか盗難にあった組合員が、当該ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該 IC カードを再利用できるものとします。

3 IC カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、組合員がこれを負担するものとします。

(ICカードの再発行)

第5条. 組合員は、ICカードの忘失・盗難、汚損、その他 IC カードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を、生協に提出し承認を得るものとします。

2 IC カードの再発行を受ける場合の手数料は、生協所定の手数料を負担するものとします。

(不備の申し出)

第6条. 組合員が、ICカードの発行または再発行を受けた場合は、組合員は、直ちに IC カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

(個人情報)

第7条. 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第8条. 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(プライバシー情報の保護)

第9条. 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、組合員がICカードを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(ICカードの利用停止)

第10条. 組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該組合員のICカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ② 本約款のいずれかに違反した場合
- ③ ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ 磁気ストライプ(磁気ストライプがある場合)及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤ その他、組合員のICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合
- ⑥ 組合員身分を失ったとき

(ICカードの返納)

第11条. 組合員は生協を脱退する等の事由により、組合員でなくなると同時に、ICカードを生協に返納することとする。この場合において返納すべきICカードがない場合は、生協所定の再発行手数料を負担するものとする。

第2章 ICカードの機能・サービス

第1節 プリペイド機能の利用

(プリペイド利用方法)

第12条. 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、生協が指定した金額を生協に持参、もしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることによって、納めた金額と同等の入金額を、管理サーバーに蓄積・利用することができます。

2 組合員は、本条第1項により記録された金額もしくは生協が指定する割増率で増額された金額の範囲内で、生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)においてICカード対応機器で記録された金額を読み取ることで、入金した金額相当額で、指定店舗における決済代金(商品代金、送料、手数料または消費税を含む)の全部または一部の支払いとして利用するか大学生協が指定するサービスを受けることができるものとします。

(プリペイド利用の形態・利用ルール等)

第13条. 生協は、プリペイドの設定形態、限度額、入金額に対する割増などの運用ルールに関して、別途組合員に通知するものとします。

(ICカードでプリペイドが利用できない場合)

第14条. 組合員は、次の場合には、ICカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、通信環境の障害、停電等によりICカードを利用するこ

とができない場合

- ② 生協が、IC カードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

(プリペイドの紛失・汚損等)

第15条. IC カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、本約款第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

- 2 組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとします。

(返金の禁止)

第16条. プリペイド未使用残額は返金しません。

第2節 ポイント機能の利用

(ポイントの発生)

第17条. 生協は組合員に、プリペイド利用金額に対応して算定された特典、もしくは生協において所定の条件・方法により設定された特典(以下、「ポイント」という)を付与することができます。

- 2 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。
3 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

(ポイントの受領)

第18条. 組合員は、本約款第 17 条により発生するポイントを IC カード等の手段により受け取ることができます。

(譲渡の禁止)

第19条. 組合員は、理由の如何を問わず、ポイント及びプリペイドを他人に譲渡・担保提供、又は相続することはできません。

(ポイントの失効)

第20条. 組合員が組合員資格を喪失した場合は、当該の組合員に付与されたポイントの権利は失効するものとします。

第3節 仮カードの利用

(仮カードの発行)

第21条. 組合員は、IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより、当該組合員の認証番号を付与はしないが、プリペイド機能、ポイント機能が使用できる仮カードの発行を受け、組合員カードと同様のサービスを受けることができます。

- 2 ただし、仮カードは個々の組合員の認証番号が付与されないため、認証番号を活用した利用情報の提供等ができないことを、利用者は予め承諾したものとします。
3 仮カードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

(仮カードの返却)

第22条. 仮カード組合員が IC カードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。本約款第23条でいう預託金が定められ、組合員から預託金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

(利用履歴の提供)

第23条. 生協は、組合員の IC カードのプリペイド利用の履歴(以下、利用履歴という)の一部を組合員にもしくは組合員の親権者に提供することができます。

- 2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、プリペイド残高等を指します。
- 3 利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。
- 4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体(生協の Web サイト)によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供されます。
- 5 組合員は、利用履歴を親権者に提供することを承諾したこととします。
- 6 生協は提供した利用履歴の不正などにより、組合員及び親権者に不利益が生じた場合もその損害を補償しません。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

第24条. 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあることを、利用者は予め承諾したものとします。

- 2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。
- 3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。
 - (1) コンピュータシステムの保守点検
 - (2) システムの切り替えによる設備更新
 - (3) 天災、災害による装置の故障
 - (4) その他予期しない障害の発生

第3章 その他

(損害の負担)

第25条. 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

(本約款の変更・廃止)

第26条. 生協は、IC カードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

- 2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - (1) 店舗での掲示

(2) Web サイトへの掲示

3 この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(準拠法)

第27条. この約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第28条. 組合員は、この約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(施行)

第29条. 本約款は2023年1月1日から改定・施行します。

設定・改定年月日

2019年12月13日 設定・施行

2023年1月1日 改定・施行